

酪農教育ファーム認証規程等に関するQ & A（案）

Q. 新しい規程はいつから適用されますか？

A. 平成25年4月1日から施行されます。

Q. 新しい認証規程では何が大きく変わるのですか？

A. 大きく変更される場所は、次の2点です。

①酪農教育ファームファシリテーターの認証更新の研修会について、酪農教育ファーム推進委員会が開催したものだけではなく、予め承認された「酪農教育ファーム地域推進委員会」が開催する研修会も認める。

②酪農教育ファーム認証牧場、酪農教育ファームファシリテーターの「規則」に、「酪農教育ファーム活動を実施する際には、本会議で策定した『交流活動における感染症防疫マニュアル』を遵守する」という項目を追加する。

Q. 新たに認証牧場になるためには何をすれば良いですか？

A. 酪農教育ファーム認証牧場認証規程に基づき、申請書（様式1）を提出してください。申請書受理後、指定団体等が牧場の現地審査を行います。また、認証牧場は必ず酪農教育ファームファシリテーターを1名以上指定しなければなりません。現在、指定できる酪農教育ファームファシリテーターがない場合は、酪農教育ファームファシリテーター認証規程に基づき、申請書（様式1）を提出してください。

Q. 酪農教育ファームファシリテーターって何をすれば良いですか？

A. ファシリテーターの本来の意味は、人々が集う活動において場が円滑に回るように交通整理をしたり、舵取りをしたりして、その場に働きかけたり支援したりする人のことです。酪農教育ファーム活動では、「酪農体験を通して食といのちの学びを支援する」ことを目的としており、知識や技術を一方的に教え込むこととは意味が異なり、酪農体験を通じて子どもたちの感情に触れたり、寄り添ったりすることで、「食やいのちの大切さ」を子どもたち自らが気づき、発見できるように働きかける活動です。そこで、その活動を行う人のことを、酪農教育ファームファシリテーターと呼びます。

Q. 酪農教育ファームファシリテーターにはどうしたらなれますか？

A. 酪農教育ファームファシリテーター認証規程の条件をクリアした上で、認証研修会を受講すれば、酪農教育ファームファシリテーターに認証されます。

Q. 一度認証された後はどうすれば良いのですか？

A. 酪農教育ファーム認証牧場、酪農教育ファームファシリテーターともに、認証期間は3年間です。当該期間内に、それぞれ以下の対応をすることで、認証が更新されます。

①酪農教育ファーム認証牧場は、指定団体等が実施する現地検査を1回以上受検し、必要な指導があった場合は、これに対応した適切な措置を講ずる。

②酪農教育ファームファシリテーターは、酪農教育ファーム推進委員会が指定する資質向上のための研修会を受講する。

Q. 酪農オープンファーム登録規程とありますが、何ですか？

A. 酪農教育ファーム認証規程とは別に平成20年度から始まった登録制度です。消費者交流活動や消費者の余暇の場を提供している牧場などが登録を行うことができます。

Q. 登録に費用はかかりますか？

A. 無料です。

Q. 酪農教育ファーム認証牧場と酪農オープンファームとは何が違うのですか？

A. 酪農教育ファーム認証牧場は、認証規程の条件（トイレ・手洗い場の設置や保険への加入義務など）を満たした牧場が現地審査・書類審査・認証研修会を経て「認証」される仕組みです。

一方、酪農オープンファームは、消費者交流活動を実施している牧場が、酪農オープンファーム登録規程の条件（本会議が作成した生乳生産管理基準及び作業手順またはこれに準じる安全・衛生対策を実施している牧場）に基づき「登録」を行う仕組みです。

Q. 登録するとどんなメリットがありますか？

A. 登録されると、酪農教育ファーム等の消費者交流に関する情報等が提供されます。

Q. 登録にはどのような手続きが必要ですか？

A. 登録申請書（様式1）に必要事項を記入し、地域の指定団体に提出して下さい。

Q. 一度登録した後は、更新は必要なのですか？

A. 特段必要ありません。なお、登録時の情報から変更があったときは、速やかに登録内容変更届出書（様式2）を指定団体に提出する必要があります。